

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

「次期かわさき教育プランに向けた考え方」について

資料 次期かわさき教育プランに向けた考え方

令和7年5月28日
教育委員会事務局

次期かわさき教育プランに向けた考え方

令和7（2025）年5月
川崎市教育委員会事務局

目次

第1章 はじめに … 4

- 1 「かわさき教育プラン」について
- 2 策定の趣旨

第2章 第2次計画期間における 取組成果と今後の課題… 6

基本政策Ⅰ
人間としての在り方生き方の軸をつくる

基本政策Ⅱ
学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

基本政策Ⅲ
一人ひとりの教育的ニーズに対応する

基本政策Ⅳ
良好な教育環境を整備する

基本政策Ⅴ
学校の教育力を強化する

基本政策Ⅵ
家庭・地域の教育力を高める

基本政策Ⅶ
いきいきと学び、活動するための環境をつくる

基本政策Ⅷ
文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

第3章 次期プラン策定に向けた考え方 …32

- 1 基本的な考え方
- 2 「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」
- 3 実施計画について
- 4 “Key Project”について
- 5 策定体制及び策定スケジュール

参考資料 …44

第1章 はじめに

1 「かわさき教育プラン」について

- 「かわさき教育プラン」は、本市教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針として策定しているものです。
- これまで、平成17（2005）年3月に策定した「かわさき教育プラン」（平成17（2005）年度～平成26（2014）年度）が果たしてきた役割を継承しつつ、平成27（2015）年3月に「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」（以下「第2次教育プラン」という。）を策定し、「キャリア在り方生き方教育」の推進をはじめとして、学校教育や社会教育をめぐるさまざまな課題の解決をめざした取組を推進してきました（詳細は第2章）。
- 令和7（2025）年度は、概ね10年間としていた対象期間の11年目であり、また、「第3期実施計画」の最終年度にあたることから、次期「かわさき教育プラン」（以下「次期プラン」という。）の策定について検討を行うこととしました。

第2次教育プランの構成及び計画期間



基本理念 「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」
基本目標 「自主・自立／共生・協働」

(年度)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 基本理念及び基本目標	概ね10年間の計画期間										
2 基本政策	第1期実施計画			第2期実施計画			第3期実施計画				
3 施策	第1期実施計画			第2期実施計画			第3期実施計画				
4 事務事業	第1期実施計画			第2期実施計画			第3期実施計画				
事業	第1期実施計画			第2期実施計画			第3期実施計画				

第1章 はじめに

2 策定の趣旨

- 少子化・高齢化の進展や、自然災害の激甚化、国際情勢の不安定化など、現在私たちは、さまざまな社会的な課題に直面していると同時に、生成AIなどデジタル技術等が絶え間なく発展する時代を生きています。社会や経済の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まるとともに、社会の在り方そのものが劇的に変わる可能性が生じ、変化の先行きを見通すことが一層難しくなっています。子どもたちをはじめ、これからの社会を生きていく人たちは、こうした社会の変化に対応しながら生きていくこととなります。
- 国においては、令和5（2023）年に、2040年以降の社会を見据えた教育政策における総括的な基本方針を「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」とする「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、また、令和6（2024）年には、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展させることを前提としつつ、これからの時代にふさわしい学習指導要領の在り方についての議論が始まりました。
- 本市でも、今後、市の人口や児童生徒数の減少が見込まれるとともに、課題を抱える児童生徒の増加や生涯を通じた学びの環境づくりなど、教育におけるさまざまな課題が生じています。
- こうした状況の中で、「人生100年時代」を見据えながら、すべての市民一人ひとりが、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、資質・能力を育成する教育が果たす役割は大きいと考えます。
- 以上を踏まえ、令和7（2025）年度に「かわさき教育プラン」を策定することとし、今後、本考え方に基づき取組を進めていきます。

基本政策 I 人間としての在り方生き方の軸をつくる

政策目標

「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもに、社会で自立して生きていくための資質・能力や態度とともに、共生・協働の精神を育みます。

事務事業の構成

キャリア在り方生き方教育推進事業

将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、啓発資料の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。

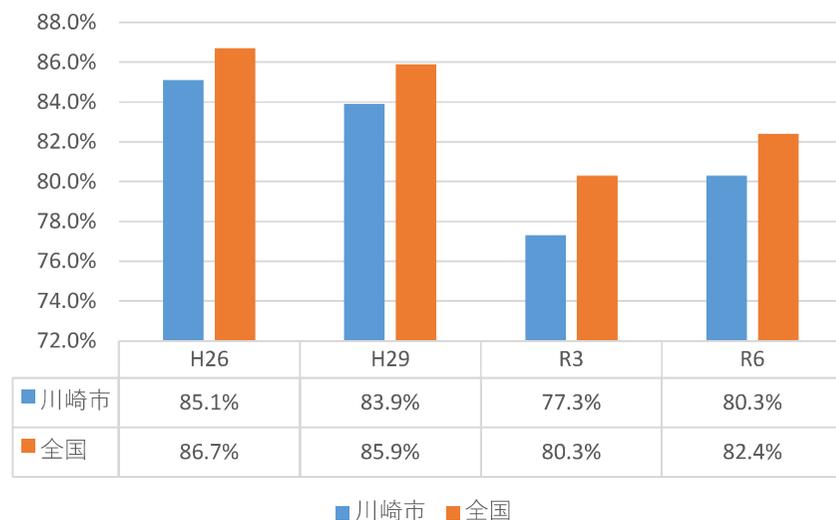
第2次計画期間の主な取組成果

- 子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、将来の社会的自立に必要な能力や態度とともに、共生・協働の精神を培う教育の実践が求められています。本市では、これを「キャリア在り方生き方教育」として学校教育の重点施策として位置づけ、すべての学校で取り組んできました。
- 平成27（2015）年度から、「キャリア在り方生き方ノート」の作成・配布を開始するとともに、手引きの配布や研修により、教職員の「キャリア在り方生き方教育」への理解を深め、指導体制を構築しました。平成28（2016）年度からは、市立学校全校で全体計画を作成し、児童生徒の自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力、多様性を尊重する態度等を発達の段階に応じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」の実践を開始しました。
- 令和2（2020）年度からは、「キャリア・パスポート」を導入し、学校や家庭、地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に活用してきました。
- 令和5（2023）年度からは、「キャリア在り方生き方ノート」にSDGsや市制100周年、かわさきパラムーブメントの内容を追加し、現代的な諸課題に対応する教育実践を推進してきました。さらに、市制100周年記念事業「学校e～ね★サミット」を「キャリア在り方生き方教育」に位置づけ、全校で取り組むことによって、「心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着をもち、将来の川崎の担い手となる人材」の育成に係る教育の充実を進めてきました。

今後の課題

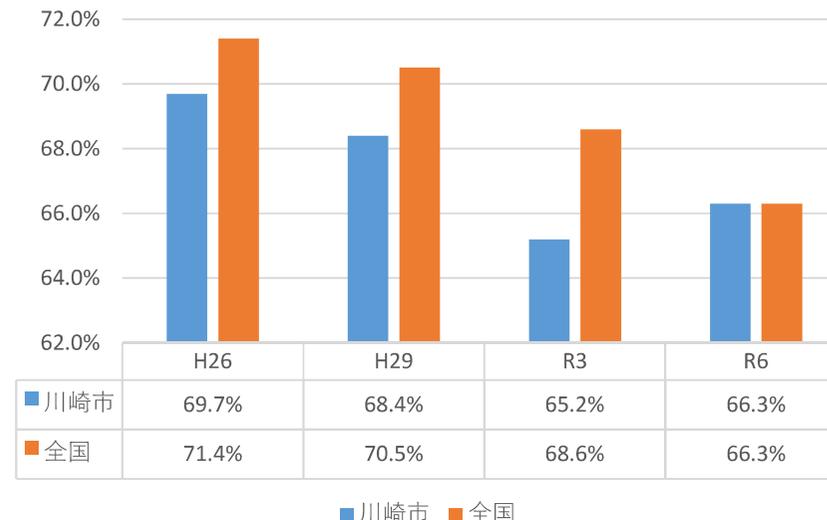
- 全市立学校において「キャリア在り方生き方教育」の全体計画を作成し、各学校の特色を活かした教育活動の充実を推進してきた一方で、全国学力・学習状況調査における**児童生徒の将来に関する意識に対する質問への肯定的回答割合が、全国平均を下回っている状況であり（図1、図2）、引き続き取組を推進していく必要があります。**
- SNSの普及や感染症拡大の影響による生活の変化で生じた、コミュニケーションの変化や機会の減少といった課題に対応する必要があることから、人権意識やコミュニケーション能力、援助希求能力の育成など、社会的自立に向けて必要な資質・能力を再整理して、体系的に示すことが求められています。
- 子どもたちが社会的自立に必要な資質・能力を身につけるために、自ら学習を調整し、社会とつながりながら主体的に学ぶことが求められています。そのためには、情報活用能力の向上とそれによる探究的な学びの充実を図るとともに、それらと「キャリア・パスポート」の活用や「かわさき共生*共育プログラム」による豊かな人間関係づくり等を一体的に実施していくことが必要となります。

図1 「将来の夢や目標を持っていますか」という質問で「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合（小学6年生）



※出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」をもとに作成

図2 「将来の夢や目標を持っていますか」という質問で「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合（中学3年生）



※出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」をもとに作成

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

政策目標

子どもたちの学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「すこやかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身につけることをめざします。

事務事業の構成

学力調査・授業改善研究事業

子どもたちの資質・能力の定着状況を把握するために調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。

英語教育推進事業

外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）を活用する等、英語教育を推進します。

学校教育活動支援事業

教育活動サポーターを配置することにより、学校のきめ細かな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。

読書のまち・かわさき推進事業

子どもから大人までが読書に親しめるよう、様々な読書活動を推進するため、学校司書の配置による読書環境の整備など、「読書のまち・かわさき子ども読書活動推進計画」に基づく取組を推進します。

きめ細かな指導推進事業

習熟の程度に応じた、きめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。

理科教育推進事業

理科支援員の配置や中核的理科教員（CST）の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、子どもたちが興味・関心を持って主体的に学習に取り組める魅力ある理科教育を推進します。また、企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者による派遣授業などの実施を支援します。

道徳教育推進事業

児童生徒が、生命を大切に作る心や他者と協調し他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことができるよう、「特別の教科道徳」を要として、学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実を図ります。

子どもの音楽活動推進事業

音楽のすばらしさを味わい、体験することを通して、子どもたちの豊かな感性を育み、生涯を通じて音楽を愛好する心情を育てられるよう、本格的なオーケストラ鑑賞や、市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。

事務事業の構成

人権尊重教育推進事業

「子どもの権利に関する条例」や「差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、子どもたちの人権感覚や人権意識の育成、教職員の指導力の向上に向けた取組を推進します。

子どもの体力向上推進事業

児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動を充実するなど、児童生徒の体力向上につながる取組を進めます。

健康給食推進事業

児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。

かわさきGIGAスクール構想推進事業

「かわさきGIGAスクール構想」に基づき、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。

多文化共生教育推進事業

子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。

健康教育推進事業

健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。

教育の情報化推進事業

「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT機器整備や学校業務の効率化に向けた取組を推進します。

魅力ある高校教育の推進事業

「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育や、定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。

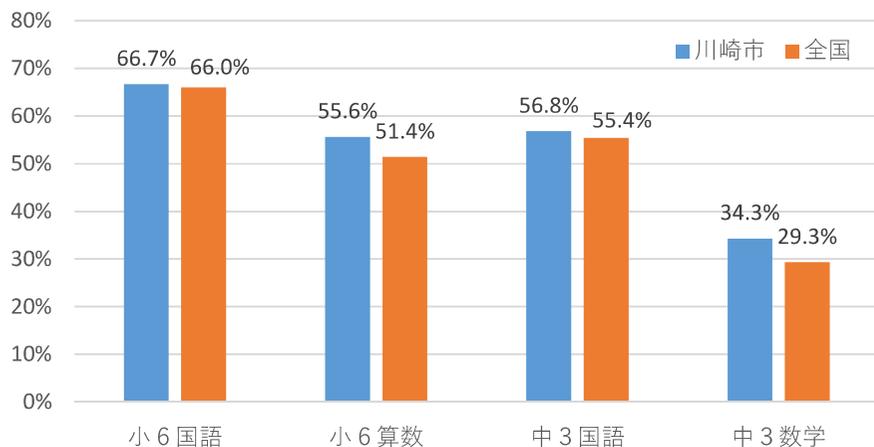
第2次計画期間の主な取組成果

- 変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちが、誰もが自分らしく生き、共に支え合う未来をつくり出していくために必要な資質・能力を確実に育む学校教育の実現に向けて、社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」とは何か、どのように学ぶかを学校と保護者・地域を含めた幅広い主体と共有しながら、「確かな学力」「豊かな心」「すこやかな心身」を育ててきました。
- 令和2（2020）年度から始まった現行学習指導要領を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実践をめざした授業改善を進め、児童生徒が主体的に学習活動に取り組み、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等が確実に身につけられるよう取り組んできました。また、令和5（2023）年度からは、**市学習状況調査の対象者を市立小・中学校及び市立聾学校の6学年（小学4年生～中学3年生）に拡充し、そのデータを活用**することで、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの改善・充実に役立てました。
- さまざまな読書活動を推進するため、令和6（2024）年度までに全小学校に学校司書を配置するなど、学校図書館の充実を図り、子どもが読書に親しめる環境を整備しました。
- 安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けて市内3か所に学校給食センターを整備し、平成29（2017）年度中に**すべての中学校で完全給食を実施**し、川崎らしい特色ある「健康給食」を推進してきました。また、小中9年間を通じた食育を通じて「食」に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育んできました。
- 令和2（2020）年度中に整備した義務教育段階の児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線LAN）について、令和3（2021）年度から授業等に活用し、段階的に指導内容の充実を図りながら、児童生徒のICTスキルや情報モラル等の向上、各教科等での「主体的・対話的で深い学び」の実現など、「**かわさきGIGAスクール構想**」の推進に取り組んできました。
- 市立高等学校において、社会状況等の変化に柔軟に応えとともに、教育内容の充実や開かれた学校づくり等を着実に推進するため、令和2（2020）年2月に「市立高等学校改革推進計画 第2次計画」を策定し、計画に基づきながら魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進してきました。

今後の課題

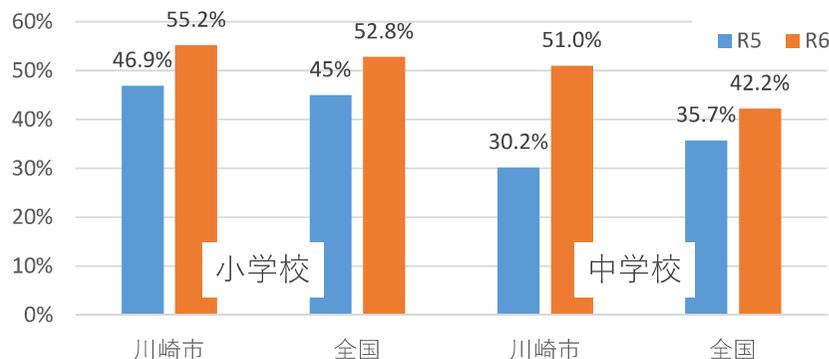
- これまでの取組によって、「全国学力・学習状況調査」における「思考・判断・表現」の観点の平均正答率は、全国平均を上回っていますが（図3）、変化が激しく将来の予測が困難な時代を自らの力で生き抜いていくために必要な資質・能力を身につけるには、今後も子どもたちが主体的に「自分（たち）で考え、解決していく学び」に取り組む必要があります。
- 時代の変化に伴い、児童生徒の学習方法は多様化しており（図4）、ICTも活用した個別最適な学びの充実を図るために、児童生徒一人ひとりの学習状況に応じた学び方の推進や少人数での学習など指導体制の推進が求められています。市学習状況調査結果のデータ分析や活用方法を周知することにより、市全体のきめ細かな指導の充実を図っていく必要があります。
- 多様な子どもたち一人ひとりの個性や置かれている状況に最適な学びを可能にしていくことが重要であり、すべての子どもたちの力を最大限に引き出すことに資するよう、教育データの効果的な利活用を促進することが求められています。本市においても「**かわさきGIGAスクール構想**」の推進とともに、**教育データを利活用しながら、一人ひとりの理解度等に合わせた学習改善やエビデンスベースによる教員の指導改善に向けた取組を進めていく**必要があります。

図3 「思考・判断・表現」の観点の平均正答率（令和6年度）



※出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和6（2024）年度実施）をもとに作成

図4 「生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面では、生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか」という質問で「ほぼ毎日」、「週3回以上」と回答した割合

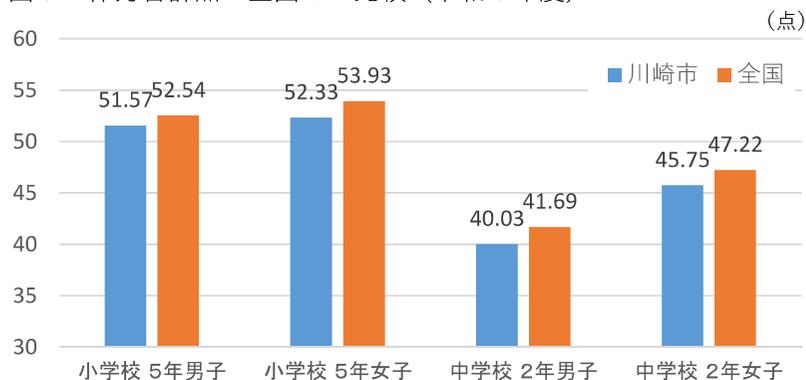


※出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」をもとに作成

今後の課題

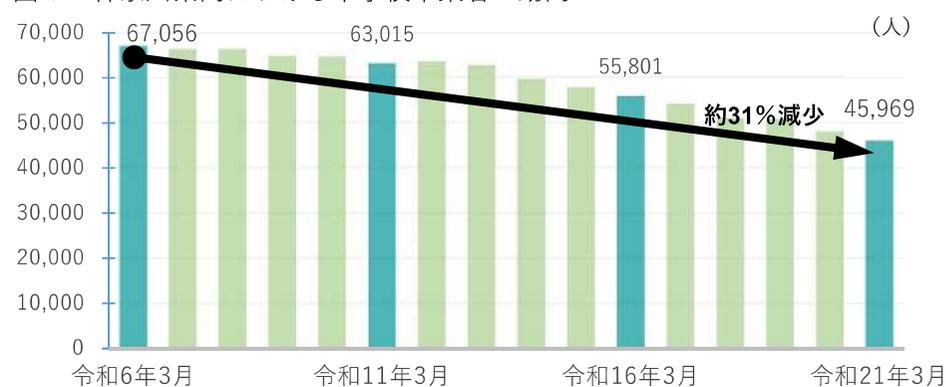
- 本市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、子どもたちの人権感覚や人権意識の育成、教職員の指導力向上に取り組んできましたが、今後も推進していく必要があります。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、生徒同士や教員と生徒等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いものである一方で、生徒のバランスのとれた生活や成長、教職員のワーク・ライフ・バランス等に配慮することを求められており、今後の部活動の在り方について検討を進める必要があります。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における**本市の体力合計点は、全国平均を下回っていることから（図5）、児童生徒の体力向上に向けた取組の推進**が引き続き求められています。
- 児童生徒のすこやかな体の育成のため、引き続き「健康給食」を推進するとともに、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進する必要があります。また、今後も安全・安心で美味しい学校給食を安定的に提供できるよう、給食物資調達のより効果的な手法や、保護者や子どもたちのニーズを踏まえた学校給食の充実等について検討を進める必要があります。
- 魅力ある高等学校教育の推進に向けて、少子化の進行（図6）への対応や生徒のニーズを踏まえた課程や学科の在り方など、各市立高等学校において社会状況の変化やニーズに対応した教育を進める必要があります。

図5 体力合計点の全国との比較（令和6年度）



※出典：文部科学省「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」をもとに作成

図6 神奈川県内における中学校卒業者の動向



※出典：「令和6（2024）年度第2回神奈川県公私立高等学校協議会資料」をもとに作成

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

政策目標

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

事務事業の構成

特別支援教育推進事業

「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。

共生・共育推進事業

豊かな人間関係を育む「かわさき共生*共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定*」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。

児童生徒支援・相談事業

不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。

教育機会確保推進事業

不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行い、教育の機会確保を図ります。

海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業

学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制の整備を進めます。また、日本語指導初期支援員を配置するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制の充実を図ります。

就学等支援事業

就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。

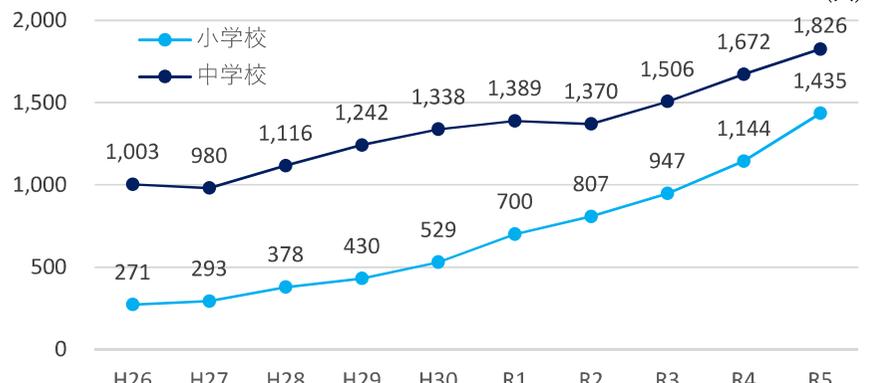
第2次計画期間の主な取組成果

- 本市では、共生社会の形成に向け、「インクルーシブ教育システム」の構築に取り組み、特別支援教育の更なる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象として支援教育を推進してきました。
- 障害のある児童生徒の増加に対応して、さまざまな支援スタッフの配置や教育環境の整備などを行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行ってきました。医療的ケアについては、**田島支援学校を本市の医療的ケアの拠点校と位置づけ、地域の小・中学校等とともに看護師を配置**し、児童生徒の状況に応じた支援を進めてきました。また、小・中学校に通う比較的軽度の障害のある児童生徒に対して支援を行う通級指導教室についても、令和4（2022）年度から、小学生を対象に巡回による指導を開始し、これまで支援を受けることができなかった児童を支援につなげました。さらに、増加する障害のある児童生徒の受入れに向けて、計画的に施設整備に取り組んできました。
- 幅広い教育的ニーズに対応するため、「チーム学校」による支援体制を構築しており、校内支援の中心的な役割を担う**支援教育コーディネーターについては、平成29（2017）年度にはすべての小学校において、令和4（2022）年度にはすべての中学校において配置**し、各学校における包括的な児童生徒の支援体制を整備しました。また、スクールカウンセラーについては、段階的に増員するとともに、令和5（2023）年度から小学校及び特別支援学校において要請派遣から定期派遣に切り替えるなど、専門的相談支援の充実を進めてきました。さらに、スクールソーシャルワーカーについては、全区複数名配置として、関係機関等と連携した支援を進めてきました。
- 令和6（2024）年7月、不登校児童生徒数が増加している現状等を踏まえ、これまでの不登校対策の取組を改めて見直し、関係する市長事務部局や関係機関等とも連携を図りながら取組を進めるため、**「不登校対策の充実に向けた指針」を策定**し、不登校児童生徒の一人ひとりの思いを大事にしながら、社会的自立を後押しすることができるよう、本市の不登校対策を総合的に推進してきました。
- すべての学校で「かわさき共生＊共育プログラム」を実施し、子どもたちの社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止を進めるとともに、平成26（2014）年度に策定した「川崎市いじめ防止基本方針」に基づき各学校が方針を定め、教職員がきめ細かく子どもたちの活動の場に目を向け、いじめ・不登校の早期発見、初期対応を図ってきました。

今後の課題

- 本市では、障害のある児童生徒の増加や多様化が進んでいます。特に、小・中学校の特別支援学級では、在籍者が急増しており、この10年間で約1.8倍となっています（P67参照）。また、特別支援学校における施設の分散化等による学校運営上の課題や、高等学校を含む通常の学級でのさまざまな教育的ニーズのある児童生徒への対応など、新たな課題への対応が求められています。今後も「インクルーシブ教育システム」の構築に取り組み、**障害のある児童生徒一人ひとりの自立や社会参加に向けた取組を推進する**必要があります。
- 近年、小・中学校ともに不登校児童生徒数が増加しており、令和5（2023）年度の不登校児童生徒数は、小学校では1,435人、中学校では1,826人となり、ともに過去最多となっています（図7）。不登校の要因や背景が多様化・複雑化している中、不登校児童生徒一人ひとりの思いを大事にしながら、社会的自立を後押しするためには、それぞれに合った場所等を選択できる環境を整えることが必要であり、健やかに育つことができる居場所づくりなど、市長事務部局や関係機関等と連携を図りながら、**総合的な不登校対策の取組を進める**必要があります。
- この10年間のいじめの認知件数は、小学校では増加、中学校では横ばい傾向となっています（図8）。いじめに対しては、全教職員が、どこの学校や集団、どの児童生徒にも起こりうる問題である認識を深め、「いじめを許さない」姿勢を示し、いじめの起きにくい学校の風土づくりに努めるとともに、未然防止や早期発見及び迅速かつ適切な対応が組織的にできる学校の体制づくりへの支援を進める必要があります。

図7 川崎市立小・中学校における不登校児童生徒数の推移 (人)



※出典：川崎教育委員会「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査」

図8 川崎市立小・中学校におけるいじめの認知件数の推移 (人)



※出典：川崎教育委員会「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査」

基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する

政策目標

スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置による子どもたちの見守りや、防災教育を通じた自分の身を守る教育の推進など、安全教育の推進を図ります。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事や、エレベータの設置などバリアフリー化の取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

事務事業の構成

学校安全推進事業

スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。

学校施設長期保全計画推進事業

既存学校施設の改修（再生整備・予防保全）により、老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を計画的に実施し、より多くの学校の教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに、長寿命化を推進します。

学校施設環境改善事業

教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、普通教室の空調設備の更新等を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。

学校施設維持管理事業

学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。

児童生徒数・学級数増加対策事業

児童生徒数の増加や義務標準法改正（35人学級の段階的な実施）に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。

第2次計画期間の主な取組成果

- 子どもたちが安全・安心で快適な環境の中で生き生きと学び、活動できるよう、子どもが自身の身を守るための能力を身につける安全教育を推進するとともに、学校内や通学路の環境整備に努め、児童生徒の安全を確保する取組を進めてきました。また、良好な教育環境の確保に向けた取組を推進してきました。
- 学校施設の教育環境の改善とともに、長寿命化の推進による財政支出の縮減と平準化を図ることを目的として、平成26（2014）年3月に「学校施設長期保全計画」を策定し、計画的に施設整備を進めており、令和7（2025）年3月末時点で、校舎56校、体育館79校の予防保全及び再生整備を行いました。
- 子どもたちの健康面と関連性が高く、児童生徒や保護者等からのニーズも高い**トイレ快適化については、優先して整備を進め、令和4（2022）年度までに全校完了**しました。また、障害のある児童生徒等も安心して学習・生活することができる教育環境の整備として、令和6（2024）年度末までに171校でエレベータ設置を行いました。
- 児童生徒数の推計等を踏まえ、35人学級への対応や開発動向等に伴う地域ごとに必要な対応策を検討し、必要に応じて計画的に増改築等を実施しました。また、小杉駅周辺地区及び新川崎地区の大規模な集合住宅の開発に伴う**児童数の増加に対応するため、令和元（2019）年度には小杉小学校、令和7（2025）年度には新小倉小学校をそれぞれ開校し、良好な教育環境の維持を図りました。**
- 通学路の危険か所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら安全対策を進めたほか、スクールガード・リーダー（25名）や地域交通安全員（99か所）を配置し、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進してきました。また、毎年7校の学校防災教育研究推進校を指定し、取組事例の共有等による学校の防災力の向上を図りました。